

「知って得する？」社労士の独り言 第35回

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

新型コロナウイルス対応の助成金について ～簡素化された雇用調整助成金を活用しましょう～

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に企業活動の自粛・抑制が求められている中、令和2年4月1日から6月30日（緊急対応期間）に限り、全国一律に特例措置の更なる拡充を講じた「雇用調整助成金」、及び小学校休業等に対応した「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」について概要をお知らせします。

1. 雇用調整助成金拡充の具体的な措置は次のとおりです。

【令和2年1月24日まで遡るもの】

- ①雇用量要件の撤廃
- ②クーリング期間の撤廃
- ③被保険者期間要件の撤廃（継続して雇用された期間が6箇月未満の者も対象とする）
- ④過去の受給日数に関わらず支給限度日数まで受給可能
- ⑤事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑥計画届を6月30日まで事後提出することができる
- ⑦短時間一斉休業の要件の緩和（事業所内の部門、店舗等施設ごとの休業も対象）
- ⑧残業相殺は行わない
- ⑨休業規模要件の緩和（中小企業1／20以上を1／40以上、大企業1／15以上を1／30以上）

【令和2年4月1日からの適用されるもの】

- ⑩生産指標要件の緩和（3箇月平均を1箇月に、10%以上低下を5%以上低下に）
- ⑪雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象に含める
- ⑫助成率を、中小企業は2／3から4／5へ、大企業は1／2から2／3へ。更に1月24日以降解雇等を行わない場合、中小企業は9／10、大企業は3／4に
- ⑬教育訓練の加算額を中小企業は2,400円、大企業は1,800円とする（従前は1,200円）
- ⑭支給限度日数とは別に緊急対応期間（4月1日～6月30日）中の休業等の日数を使用できる
- ⑮自宅での教育訓練等を可能とする
- ⑯半日教育訓練と半日就業を可能とする
- ⑰風俗関連事業者も限定なく対象とする

2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

就業規則を変えることなく、令和2年2月27日から6月30日までの間に、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度です。厚生労働省HPにおいて、4月15日（水）頃に支給要領等の公表をする予定です。

3. 使いやすくなった雇用調整助成金を活用しましょう！ 受給までの流れ

受給条件の確認 → 休業計画策定 → 休業協定を締結 → 実際に休業又は教育訓練を実施 → 必要書類を揃えて申請 → 審査 → 雇用調整助成金の入金

紙面の都合で詳しくはご紹介できませんが、下記URLの雇用調整助成金のHPから「雇用調整助成金ガイドブック簡易版（4/1～6/30）」と、「雇用調整助成金Q&A」をお読みいただければ申請方法や必要書類がお分かりいただけると思います。申請様式（申請書類）は同じくHPからダウンロードできます。

また、同様に「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」も下記URLのホームページから「小学校休業対応助成金Q&A」、「支給要件・申請手続等のご案内」、「申請書類記載例」及び「申請様式（申請書類）」がダウンロードできるようになっています。

【参考ウェブサイト】

*雇用調整助成金 ←雇用調整助成金のHP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html . ←この中に雇用調整助成金Q&Aと雇用調整助成金ガイドブック簡易版があります

*「雇用調整助成金ガイドブック」（令和2年3月1日現在版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000611773.pdf>

*小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html ←新型コロナウイルス感染症小学校休業等助成金対応のHP

*新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html ←支援金のHP